三重県港湾審議会（第1号議案資料）

三重県港湾審議会運営規定の改正について

三重県港湾審議会運営規定

平成１７年１１月４日施行
平成２２年１２月１７日改正
令和８年〇月〇日改正

（趣旨）
第１条　この規定は、三重県港湾審議会条例（昭和４９年三重県条例第１７号。以下「条例」という。）第１２条の規定に基づき、三重県港湾審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の選任）
第２条　条例第５条第２項に定める会長の選任の方法は、指名推薦の方法によるものとする。

（会長の任期）
第３条　会長の任期は、選任された委員の任期とする。
２　会長がその職を辞し、または委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選任を行うものとする。

（委員の代理）
第４条　条例第４条第１項第２号および第４号に掲げる者について、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、議事に参加し、決議に加わることができる。

（議事の説明者）
第５条　会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

（会議）
第６条　ＷＥＢ会議システムを利用した委員会への参加に関しては、条例第６条第２項に規定する出席と認めることができる。
２　会長は、軽易な議案であると認める場合、又はやむを得ない事由がある場合においては、議案の概要を記載した書面を委員に送付して、意見を徴し、賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

（会議の原則公開）

第７条　審議会の会議は、これを原則公開する。ただし、第６条第２項の規定により書面により会議を開催する場合、又は次の各号のいずれかに該当し出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。

（１）三重県情報公開条例第７条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合。

（２）会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合。

２　傍聴の要領については別途定める。

（意見陳述）

第８条　審議会での住民の意見陳述は、法にその根拠が定められている場合に限り、これを認めるものとする。

２　意見陳述の要領については別途定める。

（議事録）

第９条　審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員２名がこれに署名するものとする。

２　議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）開会、閉会の日時及び場所（第８条の規定による議事の場合は、開会日を議案の送付日とし、閉会日を議決した日とする）

（２）出席した委員及び臨時委員の氏名

（３）議事日程

（４）議事の概要

（５）その他審議会の経過に関する事項

３　審議会の議事録は、三重県情報公開条例第７条各号の規定に該当する情報を除き、これを公開する。

（雑則）

第１０条　この規定に定めがない事項は、会長が定めるものとする。

附　則

この規定は、平成１７年１１月４日から施行する。

この規定は、平成２２年１２月１７日から施行する。

この規定は、令和８年〇月〇日から施行する。

三重県港湾審議会（第2号議案資料）

津松阪港臨港地区の変更について

目　　次

1．津松阪港臨港地区の変更について

1)津松阪港臨港地区指定変更(港湾管理者案)について …… 1

2)津松阪港臨港地区位置図 …… 2

3)参考資料…… 5

１）津松阪港臨港地区指定変更（港湾管理者案）について

① 変更理由

津松阪港（大口地区）の物揚場は、津松阪港港湾計画において「物流関連ゾーン」と明確に位置付けられ、物揚場といった港湾施設の背後に製油工場やセメント工場などの港湾関連企業が立地しており、昭和２０年代に埋立整備されました。

また、高町地区は、小型漁船の物揚場不足や係留施設の確保が長年の課題を解消するため、公有水面埋立事業が進められ、昭和 53 年に事業が竣工し、施設の更新が図られました。これは、各地区を利用する上で必要な土地であり、港湾の円滑な管理運営を図るため、津松阪港臨港地区に追加し、分区を定めるものである。

② 変更内容

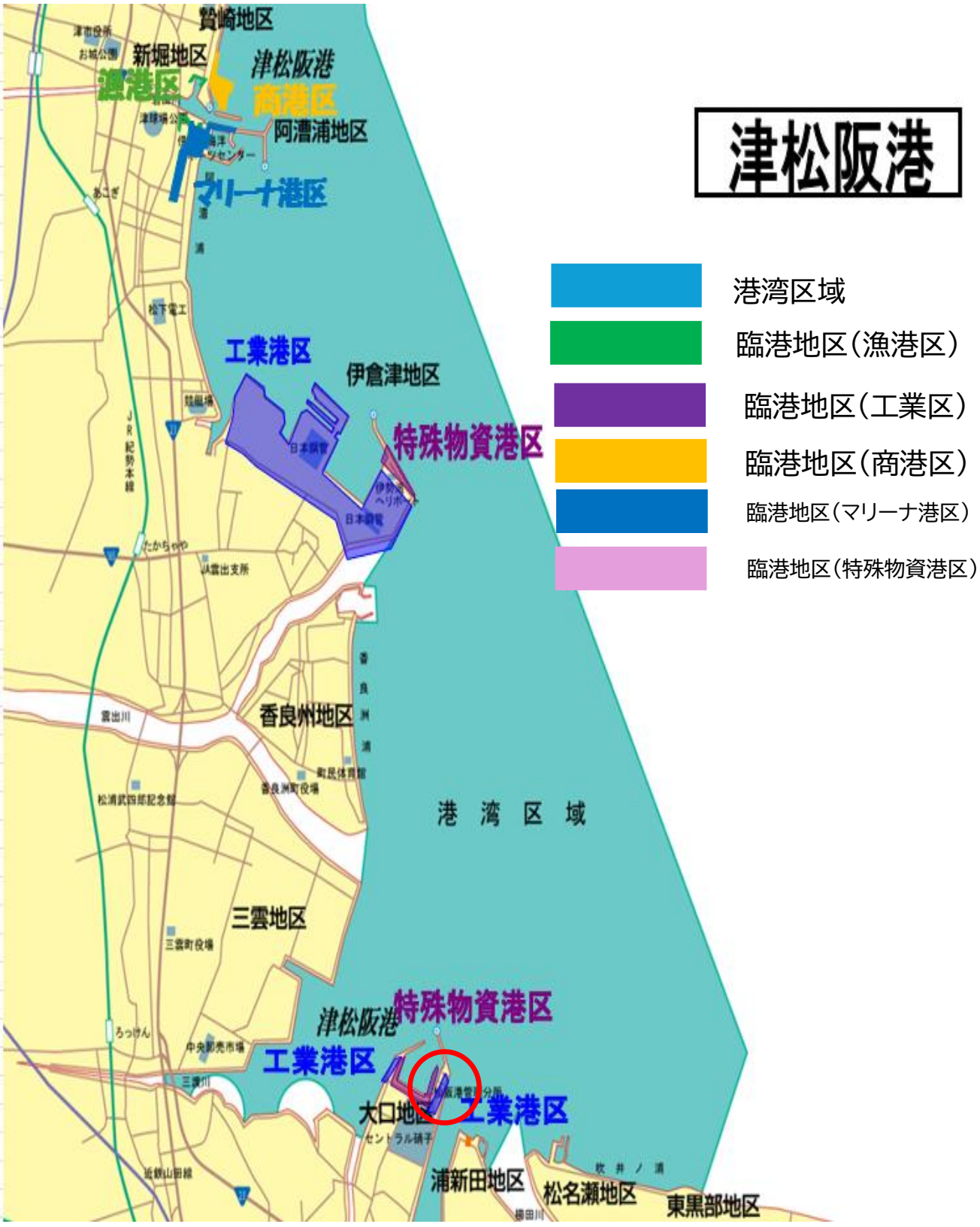
臨港地区指定計画　（単位：ha）

区　　分	面　　積
既指定地区	２７６．０
今回変更地区	１．４
計	２７７．４

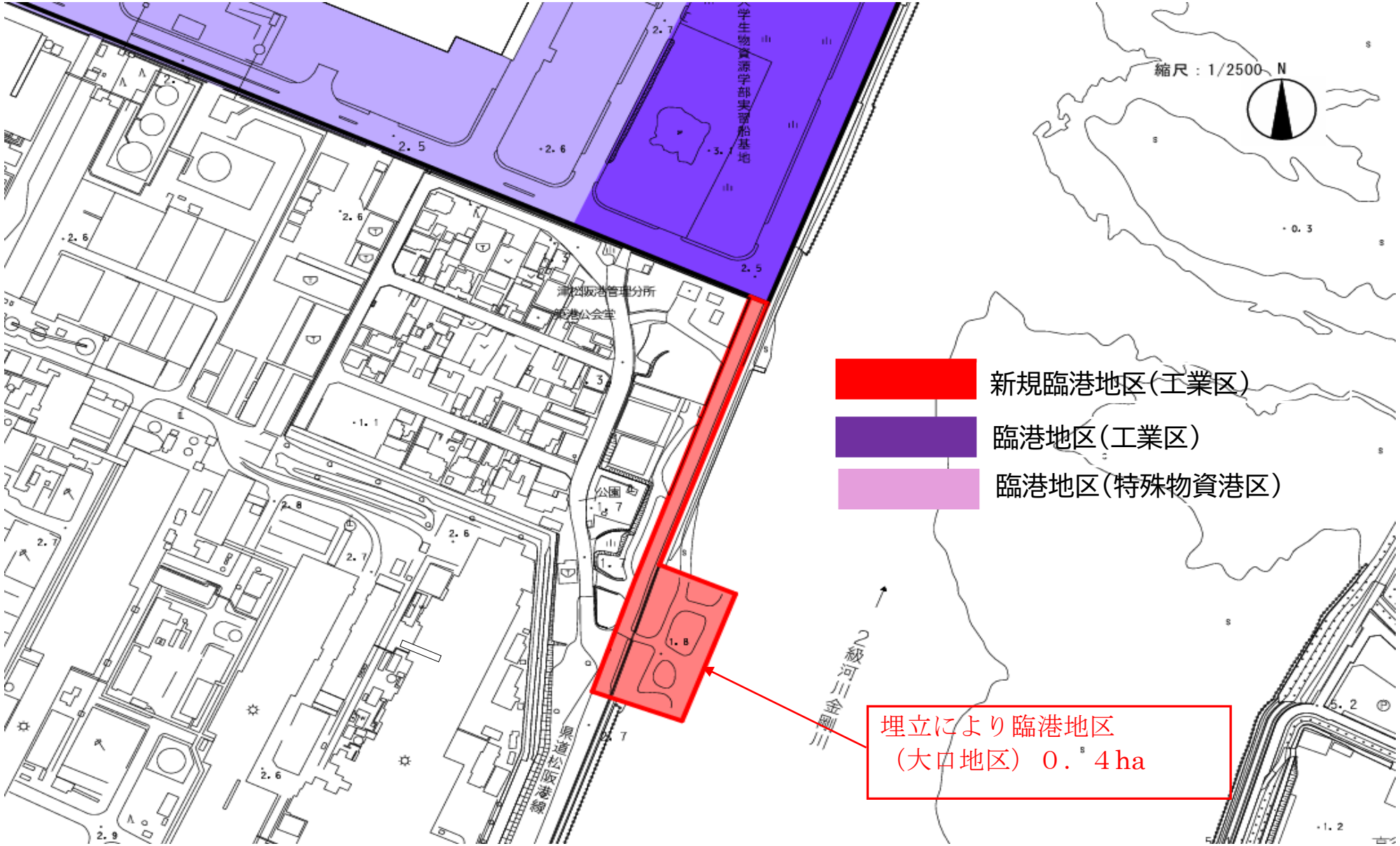
分区指定計画　（単位：ha）

分区の名称	区　　域	面積		
		変更前	増減	変更後
工業港区	津市雲津鋼管町の一部、松阪市大口町字築地の一部	247.4	0.4	247.8
漁港区	津市港町及び柳山津興の一部、松阪市大口町南浜の一部	1.4	＋1.0	2.4
合計		248.8	＋1.4	250.2

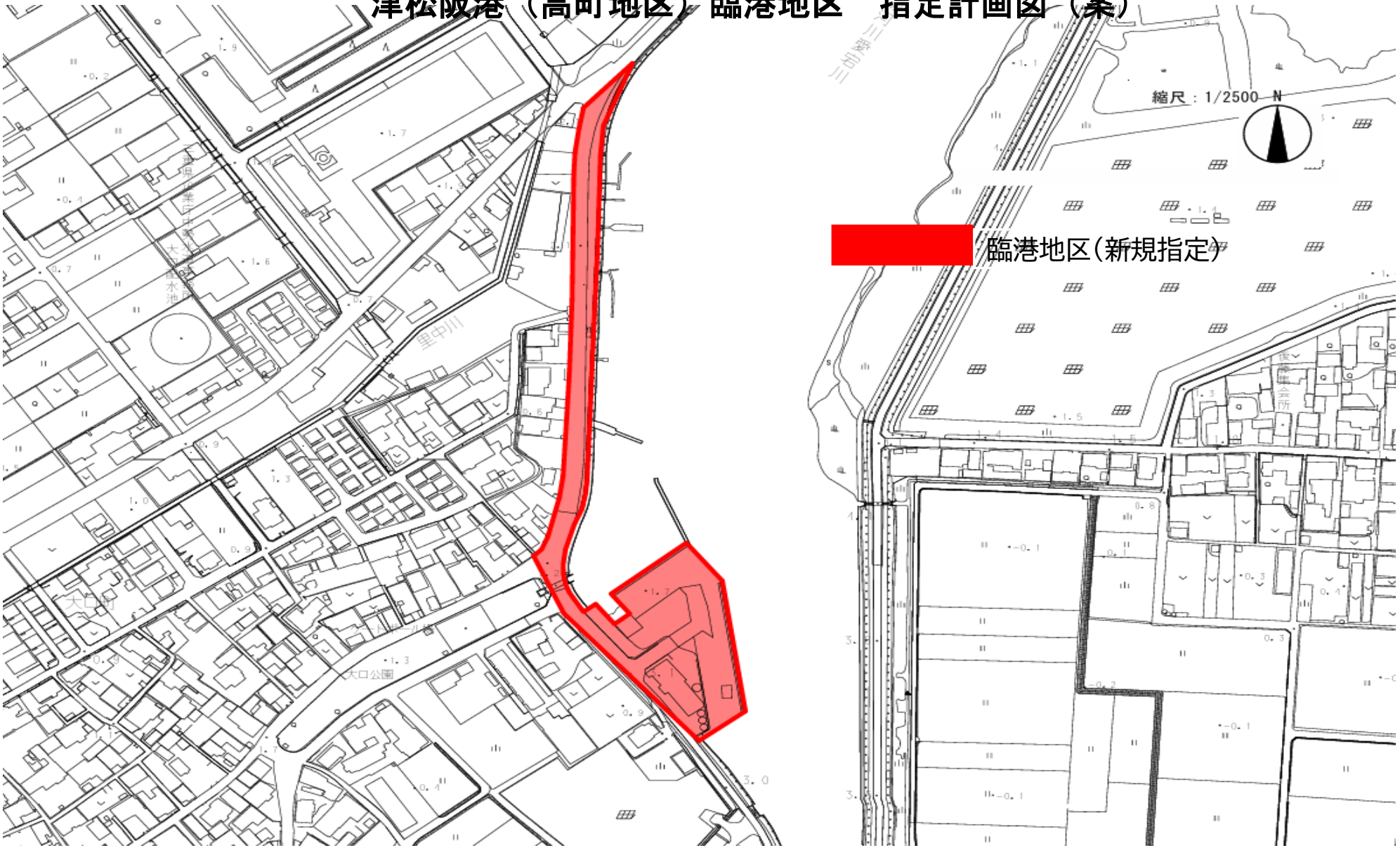
２）津松阪港臨港地区位置図



津松阪港（大口地区）臨港地区　指定計画図（案）



津松阪港（高町地区）臨港地区　指定計画図（案）



［参考資料］

○三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例

昭和四十年八月十日三重県条例第四十号

改正

昭和四一年三月三〇日三重県条例第一五号

昭和四六年七月二七日三重県条例第二六号

昭和六〇年三月二九日三重県条例第一五号

平成一二年一二月二六日三重県条例第八六号

平成一三年三月二七日三重県条例第二五号

平成一九年三月二〇日三重県条例第一九号

三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例をここに公布する。

三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例

（趣旨）

第一条　この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、三重県が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　臨港地区　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区及び法第三十八条第一項の規定に基づき知事が指定した区域をいう。

二　分区　法第三十九条の規定に基づき臨港地区内において知事が指定した区域をいう。

（禁止構築物）

第三条　分区の目的を著しく阻害する構築物は、次の各号に掲げる分区の区域内においては、当該各号に定めるもの以外のものとする。

一　商港区　別表第一

二　特殊物資港区　別表第二

三　工業港区　別表第三

四　漁港区　別表第四

五　マリーナ港区　別表第五

２　前項の規定にかかわらず知事が特に公益上必要があると認める場合には、許可することができる。

（罰則）

第四条　法第四十条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（規則への委任）

第五条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、昭和四十年十月一日から施行する。

２　この条例施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附　則（昭和四十一年三月三十日三重県条例第十五号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和四十六年七月二十七日三重県条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六十年三月二十九日三重県条例第十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成十二年十二月二十六日三重県条例第八十六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成十三年三月二十七日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成十九年三月二十日三重県条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。）

2　海上運送業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、検疫所、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

4　旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）

5　荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設

6　港湾の利用に関連する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設

7　港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設

8　港湾を利用する者のための診療所

9　港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設及び文化レクリエーション施設並びにこれらの附帯施設

10　港湾を利用する者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険会社の店舗

11　港湾を利用する者のために物品販売業を営む者の店舗その他知事が指定する便益施設

別表第二（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）

2　海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

別表第三（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設

2　原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設

3　前号に規定する事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
4　第二号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設
5　前三号に規定する工場及び施設に勤務する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
6　税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
7　第二号から第四号までに規定する工場及び施設に勤務する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第四（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号、第四号、第五号及び第九号から第十号の二までに掲げる港湾施設
2　漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び結水施設
3　漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設
4　魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
5　冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
6　製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
7　網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
8　漁業関係者のための休泊所及び診療所
9　漁業会社、漁業組合その他知事が指定する団体及び水産業者の事務所
10　水産庁、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
11　漁業関係者のための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第五（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第五号まで及び第七号から第十号の二までに掲げる港湾施設
2　スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
3　レクリエーション用船舶を利用する者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
4　海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所

5　レクリエーション用船舶を利用する者の利便の用に供するための旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）、日用品の販売を主たる目的とする店舗、診療所その他知事が指定する便益施設

三重県港湾審議会（第3号議案資料）

浜島港臨港地区の変更について

目　　次

1．浜島港臨港地区の変更について

1)浜島港臨港地区指定変更(港湾管理者案)について …… 1

2)浜島港臨港地区位置図 …… 2

3)参考資料…… 4

１）浜島港臨港地区指定変更（港湾管理者案）について

① 変更理由

浜島港（浜島地区）の物揚場等は、浜島地区が存する浜島町の基幹産業である水産業の用として、物揚場をはじめとする施設が使用されているが、小型漁船にかかる不足する物揚場の解消、及び大型漁船にかかる係留施設の確保等を目的として、公有水面の埋立てが行われ、平成元年 7 月､平成 4 年 11 月及び平成 14 年 11 月に公有水面埋立事業が竣功し、施設更新がなされている。

これは、当地区を利用する上で必要な土地であり、港湾の円滑な管理運営を図るため、浜島港臨港地区に追加し、分区を定めるものである。

② 変更内容

臨港地区指定計画　（単位：ha）

区　　分	面　　積
既指定地区	７．１
今回変更地区	１．０
計	８．１

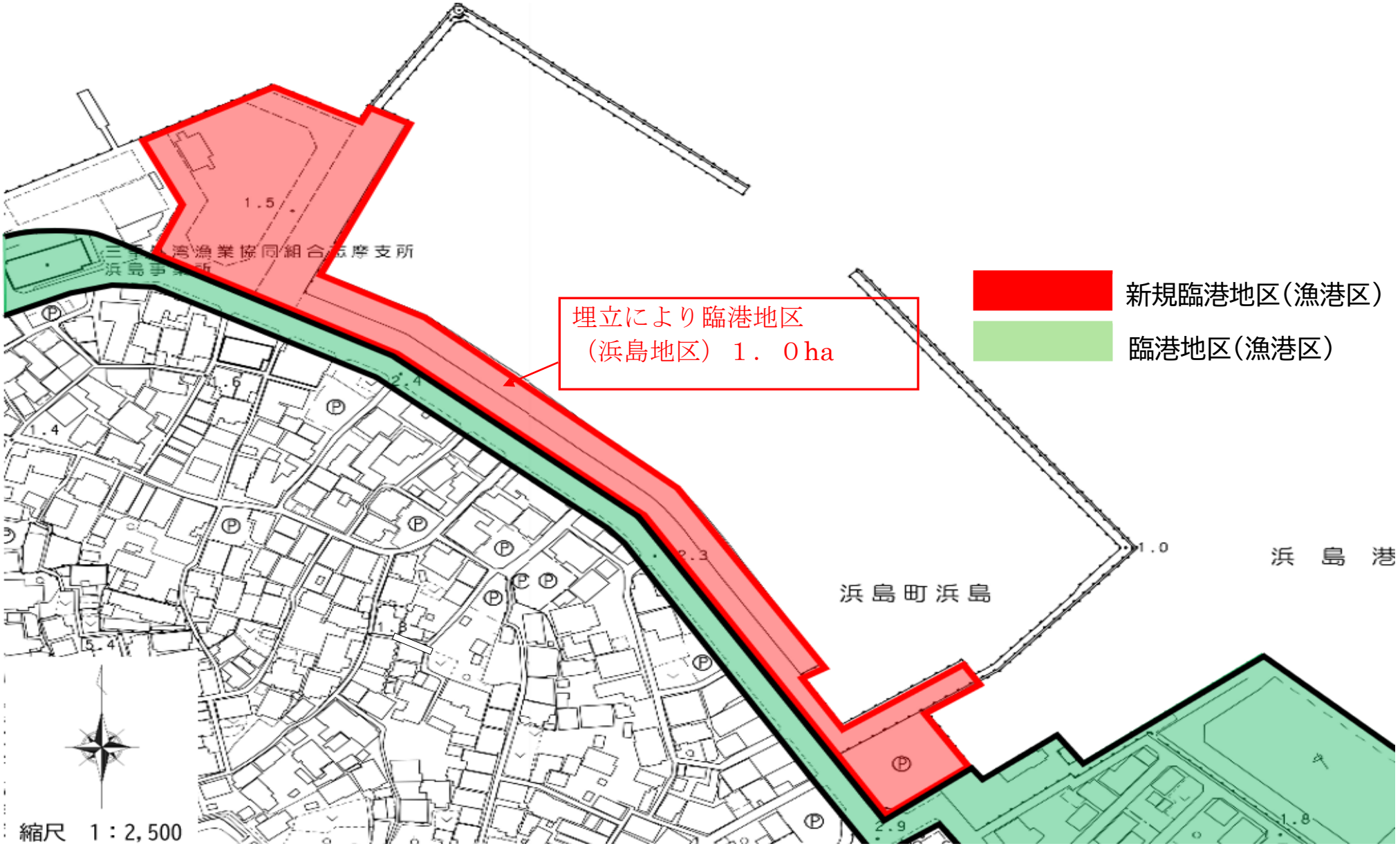
分区指定計画　（単位：ha）

分区の名称	区　　域	面積		
		変更前	増減	変更後
漁港区	志摩市浜島町大字浜島の一部	7.1	＋1.0	8.1
合計		7.1	＋1.0	8.1

２）浜島港臨港地区位置図



浜島港（浜島地区）臨港地区　指定計画図（案）



［参考資料］

○三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例

昭和四十年八月十日三重県条例第四十号

改正

昭和四一年三月三〇日三重県条例第一五号

昭和四六年七月二七日三重県条例第二六号

昭和六〇年三月二九日三重県条例第一五号

平成一二年一二月二六日三重県条例第八六号

平成一三年三月二七日三重県条例第二五号

平成一九年三月二〇日三重県条例第一九号

三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例をここに公布する。

三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例

（趣旨）

第一条　この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、三重県が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　臨港地区　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区及び法第三十八条第一項の規定に基づき知事が指定した区域をいう。

二　分区　法第三十九条の規定に基づき臨港地区内において知事が指定した区域をいう。

（禁止構築物）

第三条　分区の目的を著しく阻害する構築物は、次の各号に掲げる分区の区域内においては、当該各号に定めるもの以外のものとする。

一　商港区　別表第一

二　特殊物資港区　別表第二

三　工業港区　別表第三

四　漁港区　別表第四

五　マリーナ港区　別表第五

２　前項の規定にかかわらず知事が特に公益上必要があると認める場合には、許可することができる。

（罰則）

第四条　法第四十条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（規則への委任）

第五条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、昭和四十年十月一日から施行する。

２　この条例施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附　則（昭和四十一年三月三十日三重県条例第十五号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和四十六年七月二十七日三重県条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六十年三月二十九日三重県条例第十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成十二年十二月二十六日三重県条例第八十六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成十三年三月二十七日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成十九年三月二十日三重県条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。）

2　海上運送業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、検疫所、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

4　旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）

5　荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設

6　港湾の利用に関連する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設

7　港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設

8　港湾を利用する者のための診療所

9　港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設及び文化レクリエーション施設並びにこれらの附帯施設

10　港湾を利用する者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険会社の店舗

11　港湾を利用する者のために物品販売業を営む者の店舗その他知事が指定する便益施設

別表第二（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）

2　海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

別表第三（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設

2　原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設

3　前号に規定する事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
4　第二号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設
5　前三号に規定する工場及び施設に勤務する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
6　税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
7　第二号から第四号までに規定する工場及び施設に勤務する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第四（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号、第四号、第五号及び第九号から第十号の二までに掲げる港湾施設
2　漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び結水施設
3　漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設
4　魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
5　冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
6　製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
7　網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
8　漁業関係者のための休泊所及び診療所
9　漁業会社、漁業組合その他知事が指定する団体及び水産業者の事務所
10　水産庁、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
11　漁業関係者のための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第五（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第五号まで及び第七号から第十号の二までに掲げる港湾施設
2　スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
3　レクリエーション用船舶を利用する者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
4　海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所

5　レクリエーション用船舶を利用する者の利便の用に供するための旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）、日用品の販売を主たる目的とする店舗、診療所その他知事が指定する便益施設

三重県港湾審議会（第4号議案資料）

二木島港臨港地区の変更について

目　　次

1．二木島港臨港地区の変更について

1）二木島港臨港地区指定変更（港湾管理者案）について …… 1

2）二木島港臨港地区位置図 …… 2

3）参考資料 …… 4

１）二木島港臨港地区指定変更（港湾管理者案）について

① 変更理由

二木島地区は、漁港の基地として利用されてきたが、公有水面の埋立てが行われ、昭和 45 年 5 月、昭和 47 年 3 月、昭和 52 年 1 月、昭和 53 年 6 月、平成 14 年 7 月に公有水面埋立事業が竣功し、物揚場や船揚場として整備が行われている。

これは、当地区を利用する上で必要な土地であり、港湾の円滑な管理運営を図るため、二木島港臨港地区に追加し、分区を定めるものである。

② 変更内容

臨港地区指定計画　（単位：ha）

区　　分	面　　積
既指定地区	１．０
今回変更地区	１．４
計	２．４

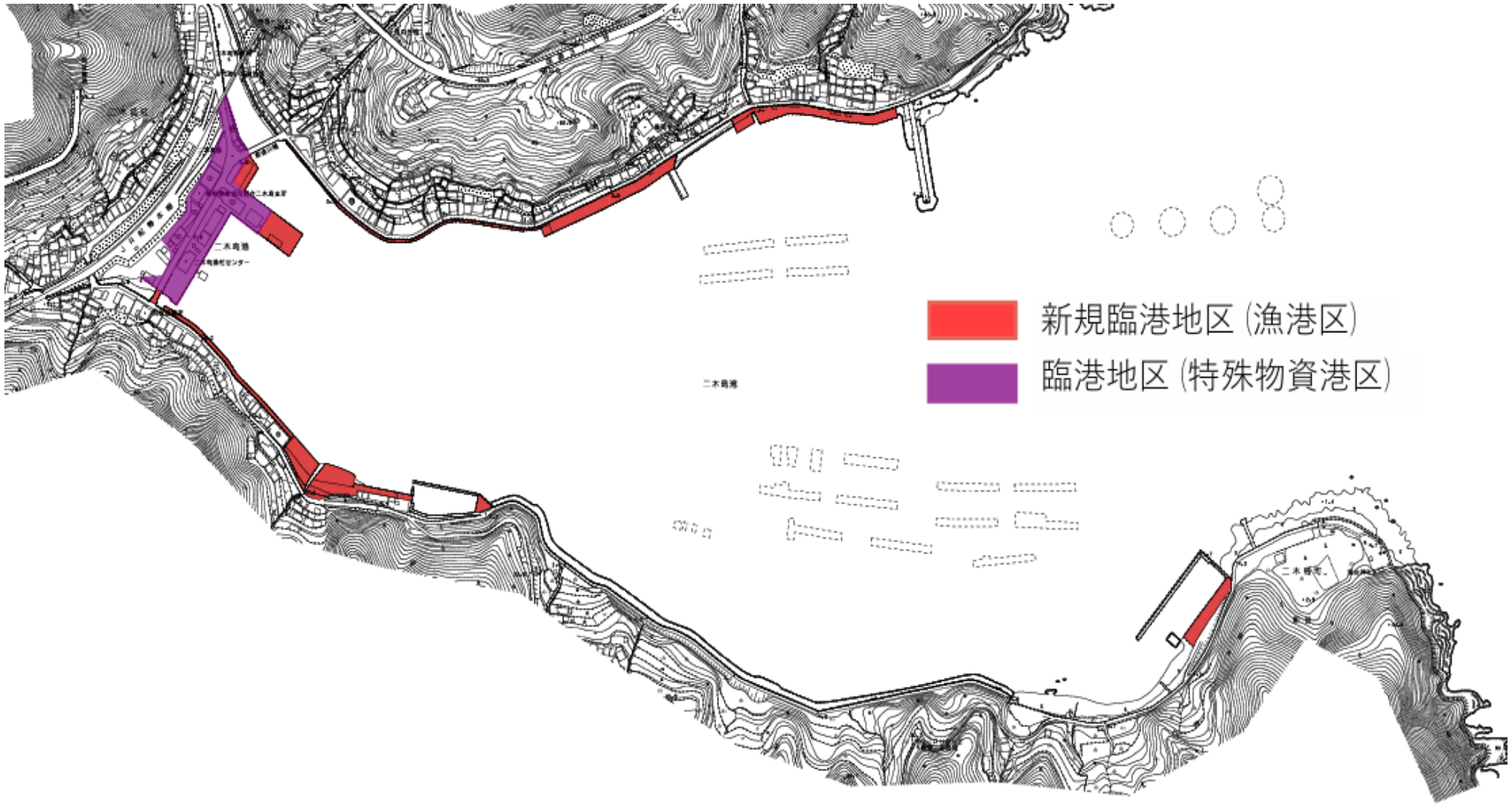
分区指定計画　（単位：ha）

分区の名称	区　　域	面積		
		変更前	増減	変更後
特殊物資工区	熊野市二木島町字小向の一部	1.0	0	1.0
漁港区	熊野市二木島町字小向・呼崎・東・三軒屋・寺下・里・ヲコ谷・池田の一部	0	＋1.4	1.4
合計		1.0	＋1.4	2.4

２）二木島港臨港地区位置図



二木島港（二木島地区）臨港地区　指定計画図（案）



［参考資料］

○三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例

昭和四十年八月十日三重県条例第四十号

改正

昭和四一年三月三〇日三重県条例第一五号

昭和四六年七月二七日三重県条例第二六号

昭和六〇年三月二九日三重県条例第一五号

平成一二年一二月二六日三重県条例第八六号

平成一三年三月二七日三重県条例第二五号

平成一九年三月二〇日三重県条例第一九号

三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例をここに公布する。

三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例

（趣旨）

第一条　この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、三重県が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　臨港地区　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区及び法第三十八条第一項の規定に基づき知事が指定した区域をいう。

二　分区　法第三十九条の規定に基づき臨港地区内において知事が指定した区域をいう。

（禁止構築物）

第三条　分区の目的を著しく阻害する構築物は、次の各号に掲げる分区の区域内においては、当該各号に定めるもの以外のものとする。

一　商港区　別表第一

二　特殊物資港区　別表第二

三　工業港区　別表第三

四　漁港区　別表第四

五　マリーナ港区　別表第五

２　前項の規定にかかわらず知事が特に公益上必要があると認める場合には、許可することができる。

（罰則）

第四条　法第四十条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（規則への委任）

第五条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、昭和四十年十月一日から施行する。

２　この条例施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附　則（昭和四十一年三月三十日三重県条例第十五号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和四十六年七月二十七日三重県条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六十年三月二十九日三重県条例第十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成十二年十二月二十六日三重県条例第八十六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成十三年三月二十七日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成十九年三月二十日三重県条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。）

2　海上運送業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、検疫所、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

4　旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）

5　荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設

6　港湾の利用に関連する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設

7　港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設

8　港湾を利用する者のための診療所

9　港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設及び文化レクリエーション施設並びにこれらの附帯施設

10　港湾を利用する者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険会社の店舗

11　港湾を利用する者のために物品販売業を営む者の店舗その他知事が指定する便益施設

別表第二（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）

2　海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

別表第三（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設

2　原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設

3　前号に規定する事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
4　第二号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設
5　前三号に規定する工場及び施設に勤務する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
6　税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
7　第二号から第四号までに規定する工場及び施設に勤務する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第四（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号、第四号、第五号及び第九号から第十号の二までに掲げる港湾施設
2　漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び結水施設
3　漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設
4　魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
5　冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
6　製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
7　網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
8　漁業関係者のための休泊所及び診療所
9　漁業会社、漁業組合その他知事が指定する団体及び水産業者の事務所
10　水産庁、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
11　漁業関係者のための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第五（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第五号まで及び第七号から第十号の二までに掲げる港湾施設
2　スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
3　レクリエーション用船舶を利用する者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
4　海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所

5　レクリエーション用船舶を利用する者の利便の用に供するための旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）、日用品の販売を主たる目的とする店舗、診療所その他知事が指定する便益施設

三重県港湾審議会（第5号議案資料）

木本港臨港地区の変更について

目　　次

1．木本港臨港地区の変更について

1)木本港臨港地区指定変更(港湾管理者案)について …… 1

2)木本港臨港地区位置図 …… 2

3)参考資料…… 4

１）木本港臨港地区指定変更（港湾管理者案）について

① 変更理由

松崎地区は、基幹産業である水産業発展を目的として、公有水面の埋立てが行われ、昭和 57 年３月及び昭和 61 年３月に公有水面埋立事業が竣功し、物揚場として整備が行われている。

これは、当地区を利用する上で必要な土地であり、港湾の円滑な管理運営を図るため、木本港臨港地区に追加し、分区を定めるものである。

② 変更内容

臨港地区指定計画　（単位：ha）

区　　分	面　　積
既指定地区	２．４
今回変更地区	０．２
計	２．６

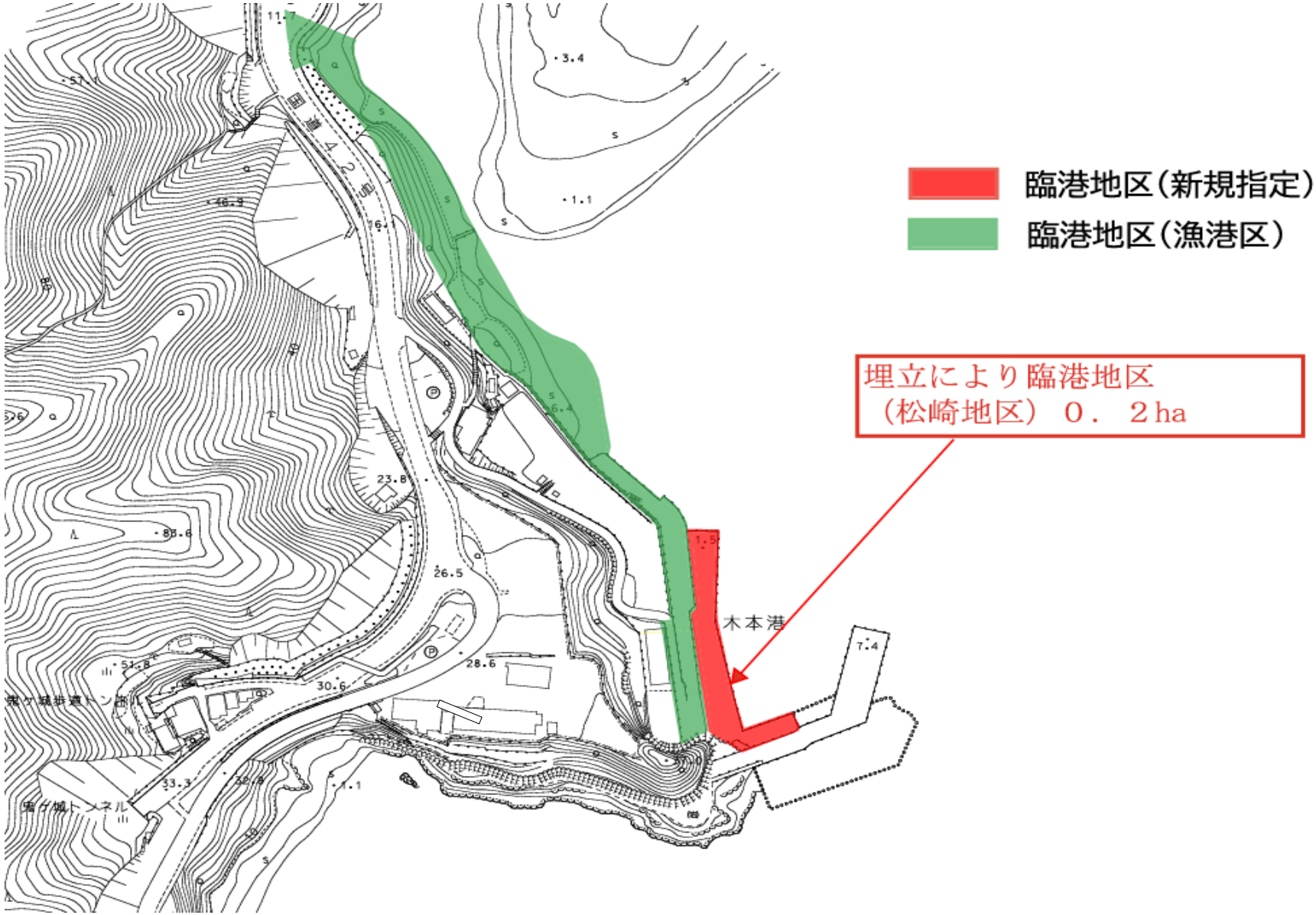
分区指定計画　（単位：ha）

分区の名称	区　　域	面積		
		変更前	増減	変更後
漁港区	熊野市大泊町字松崎及び木本町字脇浜の一部	2.1	＋0.2	2.3
合計		2.1	＋0.2	2.3

２）木本港臨港地区位置図



木本港（松崎地区）臨港地区　指定計画図（案）



［参考資料］

○三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例

昭和四十年八月十日三重県条例第四十号

改正

昭和四一年三月三〇日三重県条例第一五号

昭和四六年七月二七日三重県条例第二六号

昭和六〇年三月二九日三重県条例第一五号

平成一二年一二月二六日三重県条例第八六号

平成一三年三月二七日三重県条例第二五号

平成一九年三月二〇日三重県条例第一九号

三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例をここに公布する。

三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例

（趣旨）

第一条　この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、三重県が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　臨港地区　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区及び法第三十八条第一項の規定に基づき知事が指定した区域をいう。

二　分区　法第三十九条の規定に基づき臨港地区内において知事が指定した区域をいう。

（禁止構築物）

第三条　分区の目的を著しく阻害する構築物は、次の各号に掲げる分区の区域内においては、当該各号に定めるもの以外のものとする。

一　商港区　別表第一

二　特殊物資港区　別表第二

三　工業港区　別表第三

四　漁港区　別表第四

五　マリーナ港区　別表第五

２　前項の規定にかかわらず知事が特に公益上必要があると認める場合には、許可することができる。

（罰則）

第四条　法第四十条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（規則への委任）

第五条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、昭和四十年十月一日から施行する。

２　この条例施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附　則（昭和四十一年三月三十日三重県条例第十五号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和四十六年七月二十七日三重県条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六十年三月二十九日三重県条例第十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成十二年十二月二十六日三重県条例第八十六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成十三年三月二十七日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成十九年三月二十日三重県条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。）

2　海上運送業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、検疫所、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

4　旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）

5　荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設

6　港湾の利用に関連する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設

7　港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設

8　港湾を利用する者のための診療所

9　港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設及び文化レクリエーション施設並びにこれらの附帯施設

10　港湾を利用する者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険会社の店舗

11　港湾を利用する者のために物品販売業を営む者の店舗その他知事が指定する便益施設

別表第二（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）

2　海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

別表第三（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設

2　原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設

3　前号に規定する事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
4　第二号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設
5　前三号に規定する工場及び施設に勤務する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
6　税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
7　第二号から第四号までに規定する工場及び施設に勤務する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第四（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号、第四号、第五号及び第九号から第十号の二までに掲げる港湾施設
2　漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び結水施設
3　漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設
4　魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
5　冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
6　製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
7　網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
8　漁業関係者のための休泊所及び診療所
9　漁業会社、漁業組合その他知事が指定する団体及び水産業者の事務所
10　水産庁、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
11　漁業関係者のための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第五（第三条関係）

1　港湾法第二条第五項第二号から第五号まで及び第七号から第十号の二までに掲げる港湾施設
2　スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
3　レクリエーション用船舶を利用する者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
4　海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所

5　レクリエーション用船舶を利用する者の利便の用に供するための旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）、日用品の販売を主たる目的とする店舗、診療所その他知事が指定する便益施設

三重県港湾審議会（第6号議案資料）

的矢港臨港地区の変更報告について

目　　次

1．的矢港臨港地区の変更報告について

1)的矢港臨港地区指定(港湾管理者)の事後報告について …… 1

2)的矢港(三ケ所地区)臨港地区位置図 …… 3

１）的矢港臨港地区指定（港湾管理者）の事後報告について

① 変更理由

的矢港（三ケ所地区）は、昭和６０年度に港湾整備により造成された土地である。

当該地区は、的矢港の漁港機能を担っている地区であり、港湾の円滑な管理運営を図るため、的矢港臨港地区に追加し、分区を定めたものである。

なお、当案件は、平成２４年度の地方港湾審議会において、臨港地区未指定施設として、事後報告することとなっており、今回、臨港地区指定手続き完了したことからその旨、報告するものである。

【経緯】

◆R8.1.20　住民説明会開催

（三ケ所地区自治会・鳥羽磯部漁協三ケ所支所に説明、「異議なし」と回答）

◆R8.2.20　関係市町へ意見聴取

（志摩市へ意見聴取、「異議なし」と回答）

◆R8.3.17 公告及び案の縦覧

（港湾法 38 条第 3 項の規定）

◆R8.5.15　公告及び縦覧、分区の指定

（港湾法 38 条第 8，9 項に規定、漁港区指定）

② 変更内容

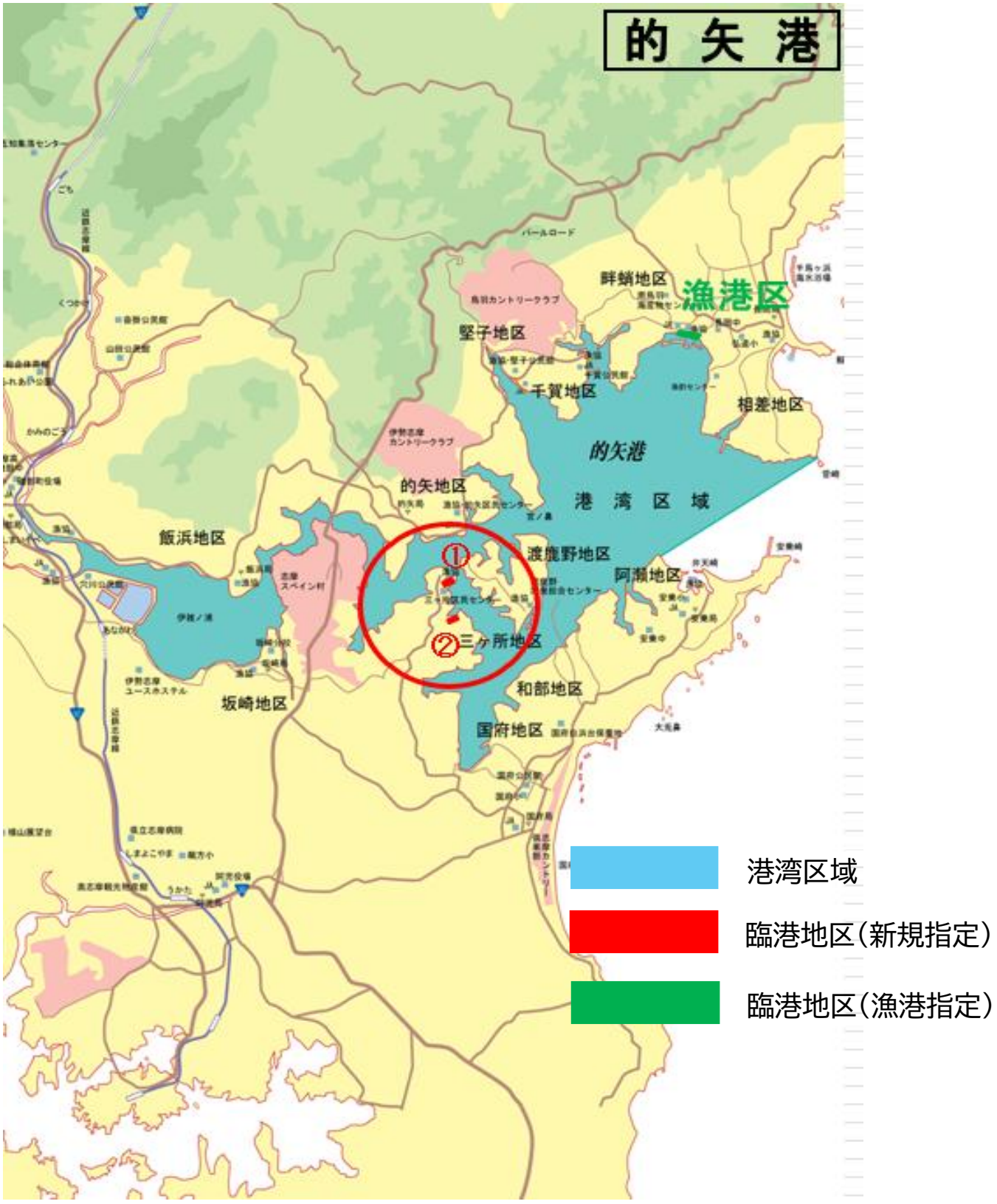
臨港地区指定　（単位：ha）

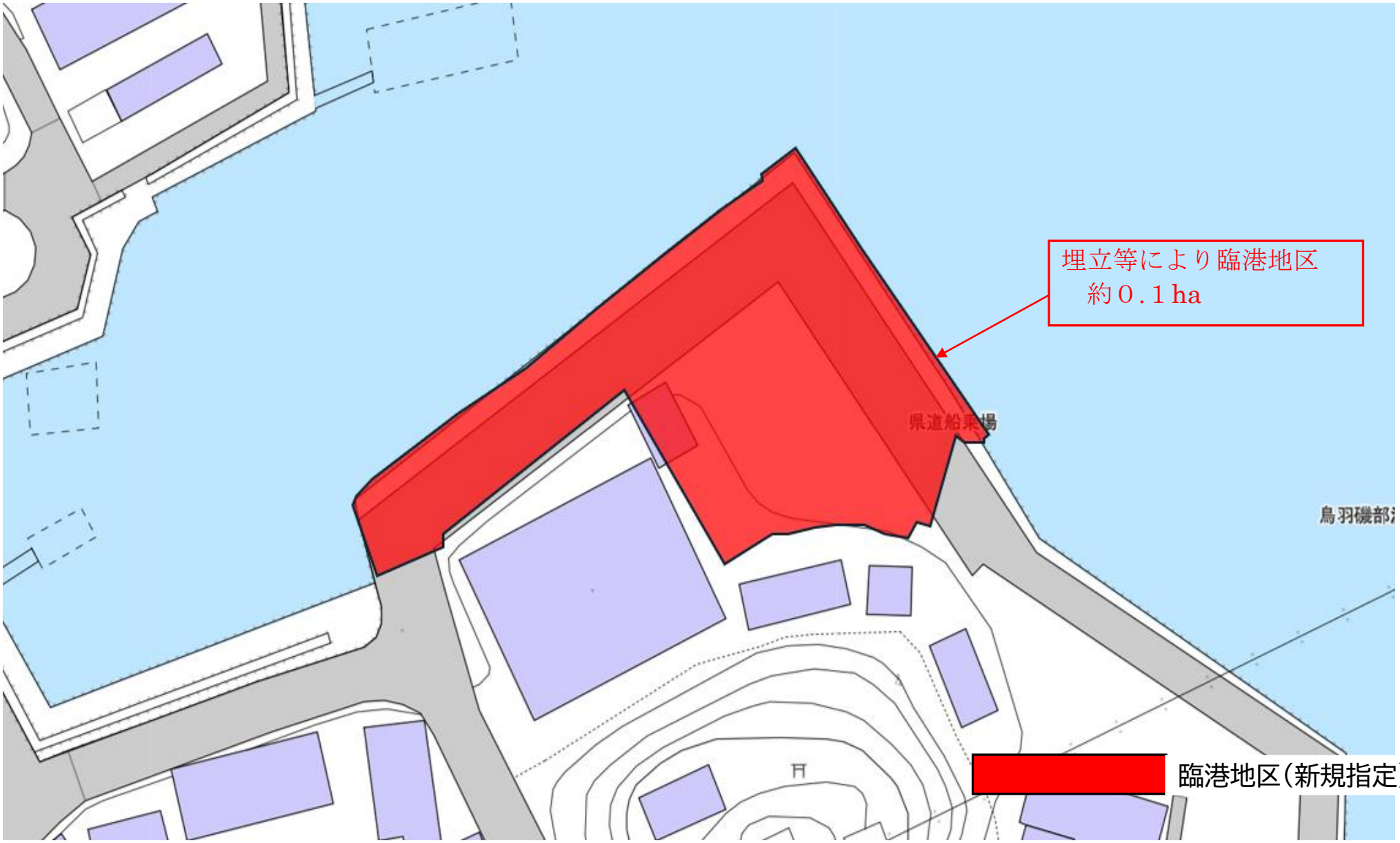
区　　分	面　　積
既 指 定 地 区	１．７
今回変更地区	０．２
計	１．９

分区指定　　（単位：ha）

分区の名称	区　　域	面積		
		変更前	増減	変更後
漁港区	鳥羽市畔蛸町字前浜の一部並びに志摩市磯部町三ケ所字里及び同市今里の各一部	1.7	＋0.2	1.9
合計		1.7	＋0.2	1.9

２）的矢港（三ケ所地区）臨港地区位置図




埋立等により臨港地区
約０．１ｈａ
県道船乗場
臨港地区（新規指定）

的矢港（三ケ所地区②）臨港地区　指定図

